

インフルエンサーを活用したのどかな瀬戸内沿岸線の休日PR業務 公募型プロポーザル質問回答書

該当 ページ	質問項目	質問内容	回答
5	(5) 第三者への再委託を禁止する。について	<p>当社は広告代理店として、広告企画立案・進行管理・クリエイティブ編集等を主業務としております。</p> <p>そのうえで、インフルエンサー本人の選定につきましては、約1万人以上の登録者を有するインフルエンサーPR 支援サービス(※1)と連携して実施する想定です。</p> <p>なお、当社が企画・進行管理・クリエイティブ制作等の主たる業務を実地し、当該事業者はインフルエンサー候補者の紹介・調整を担う想定ですが、このような体制は「第三者への再委託」に該当する認識となりますでしょうか。</p>	<p>全ての業務を第三者へ再委託することは禁止しておりますが、業務の一部を委託することは禁止しておりません。</p> <p>御質問の内容は、貴社が主たる業務を実施し、当該事業者がインフルエンサー候補者の紹介及び調整を行うものであるため、禁止事項には該当しません。</p>
1	別紙 2 企画提案書作成要領 2 提出書類 (2) 企画提案書の補足資料	企画提案書の補足資料は、枚数制限はなしということで大丈夫でしょうか。	企画提案書の補足資料の枚数制限はありません。